新河岸川通線廃止に伴う影響について

	概　　要	予想される影響
用途地域	建てられる建築物の種類や規模が、一部区域では容積率が 200%から 100%に変更となり、25 メートルの高度地区から建築物の高さの最高限度 10 メートルに変更となります。	一部区域において、現在と同規模の建物が、建築できなくなる恐れがあります。
土地利用	都市計画決定された都市計画道路の計画地内での建築行為については、構造及び階数に制限がありました。	構造及び階数の制限がなくなります。
固定資産税等	都市計画施設（道路）の予定地に定められた土地について、利用に制限があるため施設にかかる割合に応じ、その土地(市街化調整区域の農地、山林を除く。)の評価額が減額されていますので、税額も減額となっています。	利用の制限がなくなるため、平成 27 年度から税額が上昇します。

《担当課の問い合わせ先》

・都市計画道路に関して・・・・・・・・・・都市建設部 都市計画課 計画係　電話 048-463-2518（直通）
事業係　電話 048-463-1629（直通）
市役所５階　５０・５１ 番窓口

・固定資産税等に関して・・・・・・・・・・総務部 課税課 固定資産税係　電話 048-463-2875（直通）
市役所２階　２３番窓口